

Q5 「年金ご送金のお知らせ」の見方を教えてください

A5

ご送金時点(この例では令和3年6月1日支払)から翌年4月(年6回)にお支払いする1年分の予定額をお知らせするものです。

年金ご送金のお知らせ

全国信用金庫厚生年金基金
厚生年金基金規約に基づき、3年6月期支払分として、下記金額を令和3年6月1日にご送金するよう
お手続きいたしましたので通知申し上げます。

三井住友信託銀行 年金信託部

ご照会番号 0100 -9999999

年金支払額	200,000 円
所得税額	3,828 円
差引支払額	196,172 円

今回のご送金額(この例では令和3年6月1日支払)

ご送金方法

銀行名	●●信用金庫
支店名	△△支店
預金種目	普通
口座番号	XXX****
口座名義人	基金 太郎
ご送金額	196,172 円

個人情報保護のため口座番号の一部を「*」表示しております。

ご退職や年齢到達等により支払内容が変わる場合、改めて「年金ご送金のお知らせ」を送付します。

今回ご送金後、令和4年4月期までのご送金予定は下記の通りとなります。下記のご予定に変更があった場合には改めてご通知申し上げます。

ご送金日	令和3年8月2日	令和3年10月1日
年金支払額	200,000 円	200,000 円
所得税額	3,828 円	3,828 円
ご送金額	196,172 円	196,172 円
令和3年12月1日	令和4年2月1日	令和4年4月1日
200,000 円	200,000 円	200,000 円
3,828 円	3,828 円	3,828 円
196,172 円	196,172 円	196,172 円

*このお知らせに表示されている所得税額のうち、平成25年分以降のお支払いにつきましては、復興財源確保法に基づく税額(復興特別所得税)が含まれております。

来年1月以降のご送金額は当年の扶養親族等申告書の提出状況をもとに算出しています。ご送金額が変わる場合は改めてご案内いたします。

以下の(例)などの処理を行ったことにより、年金支払額に変更が生じた場合は、「年金ご送金のお知らせ」を改めて三井住友信託銀行より送付します。

(例)

- 在職年金受給者が退職
- 雇用保険の基本手当等による支給調整の開始または終了
- 在職中の報酬月額変更や賞与支給の有無による停止額の変更
- 老齢厚生年金の支給開始年齢到達による年金額改定

年金が一定額を超えた方へ11月末にお送りする「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき所得税額を計算するため、ご送金額に変更が生じた場合には、改めて「年金ご送金のお知らせ」を送付します。

受取金融機関に変更があった場合は、その都度「年金ご送金のお知らせ」を送付します。